

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

外務省 最終的な調整結果

管理番号	97	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

地方公務員の海外渡航に伴う渡航依頼事務に係る都道府県経由事務の廃止

提案団体

愛媛県、東京都、広島県、新居浜市、西条市、大洲市、全国知事会

制度の所管・関係府省

総務省、外務省

求める措置の具体的な内容

地方公務員の海外渡航に伴う渡航通知依頼手続き事務処理要領では、政令市を除く市区町村の地方公務員が海外渡航を行う場合、都道府県を経由して外務省へ必要書類を提出することが求められているが、一斉調査システムやLoGo フォームなどを活用し、市区町村から直接提出できるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

外務省への提出は、都道府県知事名又は政令指定都市長名で行うこととされている。政令市以外の市区町村から依頼があった場合にも、都道府県知事名の依頼文書を作成する必要があり、事務負担が生じている。また、海外関係機関等との調整の関係上、渡航内容の確定が直前となることが多く、外務省への提出期限が過ぎていることもあり、急遽対応しなければならない処理が増えている。

なお、市区町村の依頼内容については、都道府県経由時に内容確認を行う際、明白な誤りがあれば指摘を行うが、ほぼ形式的なチェックに留まり、市区町村の海外渡航予定についても、特段都道府県において必要な情報と認識しておらず、都道府県を経由する必要はないものである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市区町村から直接国へ提出することにより、都道府県経由に係る時間が削減され、国への提出がより速やかになるとともに、都道府県の事務負担が軽減されることが期待される。

根拠法令等

地方公務員の海外渡航に伴う渡航通知依頼手続き事務処理要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、燕市、佐世保市、沖縄県

○市町村から期限間際の提出が増えており、急遽対応することが見られる。

各府省からの第1次回答

地方創生 2.0 基本構想の下での地方連携推進を図るべく、内閣府とも緊密に連携し、本件検討要請につき真摯に検討して参りたいと考えている。具体的には、まずは、全地方公共団体を対象としたアンケート調査を速やかに実施し、当該事務の現状を出来る限り客観的かつ定量的に把握し、また、それぞれの地方公共団体の実情や意見などを把握した上で、「地方公務員の海外渡航に伴う渡航通知依頼手続き」のプロセス全体の合理化に資するよう、実務的な検討を進めて参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案内容について前向きな対応をいただけるものと理解しており、検討を進める上で全地方公共団体を対象としたアンケート調査を既に実施したこと感謝申し上げます。
さらに本提案に対し、「地方公務員の海外渡航に伴う渡航通知依頼手続き」のプロセス全体の合理化を進めるとの、より大きな視点で取り組んでいただけるとのことに感謝いたします。
全体的なプロセスの見直しを含め、提案の経由事務の見直しが早期に実現することを希望するとともに、併せて、提案実現に向けた検討の内容やスケジュールについても具体的に御教示いただければ幸いです。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

都道府県を経由して渡航通知依頼を提出する意義は乏しく、形式的な経由事務にとどまっている。一斉調査システム等を活用し、市区町村が外務省へ直接提出できるよう制度を見直し、より柔軟かつ効率的な仕組みの構築を強く求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（骨太方針 2025）や「地方創生 2.0 基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。
地方公共団体を対象としたアンケート調査の結果を踏まえつつ、プロセス全体の合理化に資するよう、都道府県経由事務の廃止に向けた前向きな検討を進めていただきたい。仮に都道府県経由事務を廃止する上で支障があれば、支障解消につながる運用、デジタル技術の活用も含めて検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

地方創生 2.0 基本構想の下での地方連携推進を図るべく、内閣府とも緊密に連携し、本件検討要請につき真摯に検討を進めている。
具体的には、本年8月までに、全地方公共団体を対象としたアンケート調査を実施し、当該事務の現状を出来る限り客観的かつ定量的に把握し、また、それぞれの地方公共団体の実情や意見などの把握に努めた。
その結果、本件経由事務廃止提案は技術的に実現可能であり、都道府県の負担減という観点からの効果があるため、提案を受け入れる方向で検討を進めることと致したい。他方、現状都道府県が本件経由事務を通じて扱っている事務は、本件経由事務の廃止により皆減するものではなく、結果的に、その相当部分が市区町村及び外務省に移管され、両者にとつては負担増となる点に留意が必要である。一次回答でも申し上げたとおり、本件経由事務の廃止に向けては、市区町村及び外務省の負担を含むプロセス全体の合理化につなげることが重要であり、それに向けては、運用制度を適切に見直すことも含め、引き続き真摯に検討を行った上で、新たな運用制度について市区町村等への周知を徹底するための時間的猶予が必要である。
以上に鑑み、具体的には、令和9年度からの本件経由事務の廃止を目指し、今後所要の検討等を進めて参りたい。

令和7年地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【総務省(43)】【外務省(1)】

地方公務員の海外渡航に伴う渡航通知依頼に関する事務

市区町村の地方公務員の海外渡航に伴う渡航通知依頼については、都道府県の事務負担を軽減するため、「地方公務員の海外渡航に伴う渡航通知依頼手続き事務処理要領」(平24 総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房総務課地方連携推進室長通知)を改正し、令和9年度から都道府県知事の経由を要しないこととする。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

外務省 最終的な調整結果

管理番号	265	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

語学指導等を行う外国青年招致事業の参加者に中途退職が生じた場合の迅速な補充措置

提案団体

大分県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、外務省、文部科学省

求める措置の具体的な内容

語学指導等を行う外国青年招致事業(JET プログラム)において、参加者の中途退職が生じた場合、欠員が生じた任用団体に対して迅速な補充措置を行うこと。

具体的な支障事例

事業参加者が配置後に中途退職した場合、可能な限り通年で補充対応できるようにするといった運用改善がされているものの、実際には補欠者がいないなどの理由により、補充されないケースが生じている。後任者が速やかに補充されない場合、学校の教育計画や授業プログラムを大幅に変更するなど、子どもたちの外国語や文化の学習機会が損なわれており、自治体においても国際交流イベント等の円滑な運営に支障をきたしている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

中途退職が生じた場合や補欠者がいない場合であっても、早期来日が可能となるような調整や配置対応といった補充措置を講じることにより、任用団体における教育機会の確保につながる。

根拠法令等

語学指導等を行う外国青年招致事業任用団体マニュアル、「平成 24 年度 JET プログラムの運用改善について(通知)」(平成 23 年 10 月 20 日総行国第 314 号、外広文人合第 1028 号及び 23 初国教第 171 号)、「平成 25 年度語学指導等を行う外国青年招致事業(JET プログラム)の運用改善等について(通知)」(平成 24 年 9 月 21 日、総行国第 366 号、外報文人合第 1039 号及び 24 初国教第 109 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、栃木県、大分市、沖縄県

○JET プログラムによって招致した国際交流員を県内学校に派遣しているが、学校によっては半年以上先の派遣授業が決まっているため、中途退職による補充者がいない場合、代替授業を準備する必要があり、学校・自

治体の双方に負担が生じる。

各府省からの第1次回答

JET プログラム参加者が中途退職した場合、当期において来日可能な補欠者を随時あっせんしている。これまで中途退職による欠員が生じた任用団体より、中途退職と補充要望に関する届出は別々に提出を受けていたが、今年度より提出を同時に受けることで、中途退職者の後任となる補充者のあっせん処理の迅速化に努めているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

引き続き、中途退職が生じた場合の迅速な補充者のあっせんをお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

1次回答の繰り返しになるが、昨年度までは、中途退職と補充要望に関する届出は、中途退職による欠員が生じた任用団体より、別々の様式と送付先にて提出を受けていたため、その後の補充要望が、どの中途退職者によるものか紐づけの処理が必要であった。そのため、今年度より様式・送付先ともに一括管理(同一の様式内に中途退職と補充要望に関する情報を記載させるとともに送付先を統一)することにより、提出方法を見直し、中途退職者の後任となる補充者のあっせん処理の迅速化に努めているところである。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

一

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

外務省 最終的な調整結果

管理番号	266	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

語学指導等を行う外国青年招致事業における4月来日者のあっせん通知及び連絡解禁時期の早期化

提案団体

大分県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、外務省、文部科学省

求める措置の具体的な内容

語学指導等を行う外国青年招致事業(JET プログラム)における、配置要望調査、募集開始、選考、その後の各通知、参加者への連絡開始日の早期化等、全体的なスケジュールの見直しを行うこと。

具体的な支障事例

4月来日者については、あっせん通知(2月下旬)から参加者への連絡解禁(3月上旬)、参加者の来日(4月上旬)までの期間が非常に短いことから、4月上旬の受入れに苦慮している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

任用団体への通知から任用行為までの期間を十分に設けることで、参加者の受け入れ準備をより円滑に行うことが可能となり、参加者への要望確認や連絡調整等より丁寧な事前対応を行うことで、受入に万全を期すことができる。さらに、住宅の確保に係る十分な期間が確保でき、職員の事務負担軽減が期待される。

根拠法令等

語学指導等を行う外国青年招致事業任用団体マニュアル、語学指導等を行う外国青年招致事業(JET プログラム)に係る4月来日者のあっせんについて(通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、栃木県、沖縄県

○当県では、JET プログラム参加者の住居や生活用品等について、前任者から引き継ぐことが多く、連絡解禁日が遅いことで引継ぎの意向確認ができず、前任者の退去準備にも支障をきたしている。(状況によっては、物品の処分も必要になる。)

また、3月～4月は新年度の切り替えタイミングもあり、担当者の引継ぎ準備と来日準備が重なり、十分な受入れ準備ができない可能性もある。

○新規来日 JET 参加者の住宅手配等の準備期間が短く対応に苦慮しているため、あっせん通知をより早くしていただければ、住宅の確保に係る十分な期間が確保でき、職員の事務負担軽減が期待されると考えられる。

各府省からの第1次回答

前提として、参加者募集は、夏の来日に間に合うスケジュールで作業を行っている。春来日は、中途退職者の補充など、例外的に行っている措置である。現在、以下のスケジュールで作業を行っている。
英語圏の外国語指導助手(ALT)及び国際交流員(CIR)については、例年9月から各国で募集開始し、1月から2月上旬にかけ在外公館が書類(一次)及び面接(二次)による選考を実施し、2月中旬までに推薦者を取りまとめて報告を行っている。募集・選考作業は、全体の9割超を占める夏来日を念頭に実施しており、例外的に対応している4月来日に合わせて、全体の作業日程をこれ以上前倒しすることは、在外公館の他の業務との調整も必要であり困難な面が多い。
配置要望は、各任用団体における予算確保の状況に基づいて確定されるところ、1月末よりも前に要望調査の締切を設定する場合、任用団体は予算確保の見通しが立てられることとなるため、要望調査の期間短縮は困難である。
また、外務省から自治体国際化協会への推薦者リストの送付後は、約10日程度であっせん作業を行っており、これ以上の作業短縮は、困難である。
以上より、スケジュールの見直し(前倒し)について、現時点での対応は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

春来日は例外的に行っている措置のことだが、JET 参加者招致までのスケジュール表によると中国、韓国、ブラジル、ペルー、一部英語圏は主に4月に来日することとなっており、9割は夏来日だが、残りは4月来日である。
そのため、募集・選考作業は夏来日を念頭に実施しているとのことだが、4月来日と夏来日で募集・選考作業のスケジュールを分けるなど、受入側の事務負担軽減を考慮した柔軟な対応を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

1次回答の繰り返しになるが、英語圏の外国語指導助手(ALT)及び国際交流員(CIR)については、例年9月から各国で募集開始し、1月から2月上旬にかけ在外公館が書類(一次)及び面接(二次)による選考を実施し、2月中旬までに推薦者を取りまとめて報告を行っている。全体の作業日程を複数設けることについては、在外公館の他の業務との調整も必要であり困難な面が多い。また、配置要望は、各任用団体における予算確保の状況に基づいて確定されるところ、4月来日に向け、1月末よりも前に要望調査の締切を設定する場合、多くの任用団体は予算確保の見通しが立たない段階で調査への回答を求められることとなるため、要望調査の時期の前倒しは困難である。以上より、スケジュールを複数設けることについても、現時点での対応は困難である。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

—